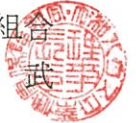


公 告

公 告 第 483 号

令和7年4月1日

大和ハウス工業健康保険組合
理事長 香曾我部 武



令和7年3月6日付大和健発第126号をもって、近畿厚生局長宛に認可申請したところ、令和7年3月21日付近厚発0321第35号をもって認可があったので、公告する。

■組合規約 新旧条文対照表（別添）

新旧条文対照表

新	旧
(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区 (以下略) 大和ハウスウッドリフォーム株式会社 東京都港区 <u>株式会社マルタ設計</u> <u>東京都千代田区</u> <u>株式会社響灘火力発電所</u> <u>福岡県北九州市</u>	(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区 (以下略) 大和ハウスウッドリフォーム株式会社 東京都港区
(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。 大和ハウス工業株式会社 (以下略) 大和ハウスウッドリフォーム株式会社 <u>株式会社マルタ設計</u> <u>株式会社響灘火力発電所</u> (以下略)	(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。 大和ハウス工業株式会社 (以下略) 大和ハウスウッドリフォーム株式会社 (以下略)
附 則 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	